

犯罪被害者等支援

メニューリスト

(令和8年度版)

小 城 市

目 次

市の支援メニュー・対応窓口

1	犯罪被害者等のための総合的対応窓口	2
2	経済的支援	
(1)	見舞金	2
(2)	高額療養費の支給	2
(3)	医療費の一部負担金の徴収猶予、減免	2
(4)	後期高齢者医療保険料の減免、納付	3
(5)	介護保険料の減免、納付	3
(6)	自立支援医療の負担軽減	3
(7)	国民年金の支給	3
(8)	子育てに係る負担の軽減	4
(9)	市税等の減免、納付	5
(10)	生活保護	5
(11)	市営住宅への入居	5
(12)	上下水道料金の納付相談	5, 6
(13)	母子生活支援施設への入所	6
(14)	就業の支援	6
(15)	商品・サービスに関する苦情や業者とのトラブル	6
(16)	多重債務に関する相談	6
3	精神的・身体的被害の回復・防止等	
(1)	精神保健福祉	6
(2)	子育ての悩み	7
(3)	D V相談	7
(4)	障害者虐待	7
(5)	高齢者虐待	7
(6)	身体の障害	7
(7)	住所情報の保護	7
(8)	医療に関する苦情や相談	7

市の支援メニュー・対応窓口

1 犯罪被害者等のための総合的対応窓口

<p>犯罪被害者等からの相談や問合せに応じます。</p> <p>また、相談内容に沿って、必要な支援を行っている庁内関係部署や関係機関へ適切につなぎます。</p>	<p>健康福祉課地域福祉係 (市役所西館1階 オレンジの5番窓口) TEL 0952-37-6106</p>
--	---

2 経済的支援

相談内容	制度・サービスの内容	窓口
(1) 見舞金	犯罪被害にあった方などに見舞金を支給します。	<p>健康福祉課地域福祉係 (市役所西館1階 オレンジの5番窓口) TEL 0952-37-6106</p>
(2) 高額療養費の支給 【国民健康保険、後期高齢者医療保険】	世帯の1か月間の医療費の自己負担額が、その世帯の自己負担限度額を超えた場合、申請によりその超えた分を高額療養費として支給します。	<p>保険年金課 (市役所西館1階 緑の2番窓口) TEL 0952-37-6101</p>
(3) 医療費の一部負担金の減免 【国民健康保険、後期高齢者医療保険】	災害や事業または業務の休廃止、失業などにより生活が著しく困難となった場合、申請により医療機関で支払う一部負担金(自己負担額)の徴収猶予、または減免を受けられる場合があります。	<p>保険年金課 (市役所西館1階 緑の2番窓口) TEL 0952-37-6101</p>

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(4) 後期高齢者医療保険料の減免、納付	後期高齢者医療保険料の納付が困難となった場合などに、状況に応じて減免や分割納付などの相談を受け付けます。	【後期高齢者医療保険料の減免・納付相談】 保険年金課後期高齢者医療係 (市役所西館1階 緑の2番窓口) TEL 0952-37-6101
(5) 介護保険料の減免、納付	介護保険料の納付が困難となった場合などに、状況に応じた減免や分割納付などの相談に応じます。	【介護保険料の減免・納付相談】 高齢障がい支援課地域包括推進係 (市役所西館1階 オレンジの4番窓口) TEL 0952-37-6108 佐賀中部広域連合 (佐賀市白山二丁目1番12号 佐賀商エビル5階)
(6) 自立支援医療の負担軽減	一定以上の症状を有する精神疾患の治療のため通院医療が必要な方に対して、医療費の自己負担額を軽減します。	高齢障がい支援課障がい者支援係 (市役所西館1階 オレンジの4番窓口) TEL 0952-37-6108
(7) 国民年金の受給に関する相談 【遺族基礎年金、遺族厚生年金】	国民年金・厚生年金加入中の方又は老齢基礎・厚生年金の資格期間を満たした方が亡くなられた場合において、亡くなられた方に生計を支えられていた配偶者や子どもがいるときに支給します。	佐賀年金事務所お客様相談室 (佐賀市八丁畷町1番32号) TEL 0952-31-4191(音声案内①→②)
【障害基礎年金、障害厚生年金】	国民年金・厚生年金加入中にかかった病気や怪我によって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、窓口にて相談を受け付けます。	・ 保険年金課国保年金係 (市役所西館1階 緑の2番窓口) TEL 0952-37-6101 ・ 佐賀年金事務所お客様相談室 (佐賀市八丁畷町1番32号) TEL 0952-31-4191(音声案内①→②)

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
<p>(8) 子育てに係る負担の軽減</p> <p>【出産】</p> <p>●助産制度</p>	<p>妊産婦が、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない場合において、その妊産婦から申込みがあったときは、助産施設における助産にかかる費用を助成します。</p>	<p>こども家庭課こども家庭相談係</p> <p>(市役所西館1階 オレンジの6番窓口)</p> <p>TEL 0952-37-6107</p>
<p>【育児】</p> <p>●児童扶養手当</p>	<p>父若しくは母と生計を同じくしていない、又は父若しくは母に一定以上の障害がある場合において、児童の母、父又は養育者を対象として、その生活の安定を図るために支給します。</p>	<p>こども家庭課子育て支援係</p> <p>(市役所西館1階 オレンジの6番窓口)</p> <p>TEL 0952-37-6107</p>
<p>【保育】</p> <p>●ひとり親家庭等の保育料の軽減</p>	<p>ひとり親家庭等の保育料について、所得に応じて軽減します。</p>	<p>保育幼稚園課保育幼稚園係</p> <p>(市役所西館1階 オレンジの6番窓口)</p> <p>TEL 0952-37-6109</p>
<p>【保育】</p> <p>●一時保育 (一時預かり)</p>	<p>保護者の傷病・入院等により、緊急、一時的に保育が必要となった子ども(保育園等に入所していない子ども)を保育します。</p>	<p>保育幼稚園課保育幼稚園係</p> <p>(市役所西館1階 オレンジの6番窓口)</p> <p>TEL 0952-37-6109</p>
<p>【医療】</p> <p>●ひとり親家庭等医療費の助成</p>	<p>ひとり親家庭等の母又は父及びその児童に対し、保険診療のうち、自己負担分にかかる医療費について助成をします。</p> <p>(本人及び同居の扶養義務者の所得制限があります。)</p>	<p>こども家庭課子育て支援係</p> <p>(市役所西館1階 オレンジの6番窓口)</p> <p>TEL 0952-37-6107</p>
<p>【修学】</p> <p>●修学費用等の貸付け</p>	<p>母子家庭、父子家庭及び寡婦の方に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、児童が修学するために必要な資金をはじめとした各種資金の貸付を行います。</p>	<p>こども家庭課こども家庭相談係</p> <p>(市役所西館1階 オレンジの6番窓口)</p> <p>TEL 0952-37-6107</p>
<p>【就学】</p> <p>●就学費用の援助</p>	<p>経済的困窮にあると認められる場合に、小中学校での就学に必要な経費の一部を援助します。</p>	<p>教育総務課学事係</p> <p>(東館2階 オレンジの9番窓口)</p> <p>TEL 0952-37-6130</p>

相 談 内 容	制 度 ・ サ ー ビ ス の 内 容	窓 口
(9) 市税等の減免、 納付	市税等の納付が困難となった場合などに、状況に応じた減免や分割納付などの相談に応じます。	
	【市・県民税の減免・納付相談】	税務課課税係・納税対策係 (市役所西館1階 青の8番窓口) T E L 0952-37-6103
	【固定資産税の減免・納付相談】	税務課資産税係・納税対策係 (市役所西館1階 青の8番窓口) T E L 0952-37-6103
	【国民健康保険税の減免・納付相談】	税務課課税係・納税対策係 (市役所西館1階 青の8番窓口) T E L 0952-37-6103
(10) 生活保護	生活に困窮した場合、生活保護法に基づき、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、世帯の自立を助長します。	健康福祉課保護係 (市役所西館1階 オレンジの5番窓口) T E L 0952-37-6106
(11) 市営住宅への入居	住宅に困窮する低額所得者に対して、低廉な家賃で住宅を供給するため、市営住宅への入居に関する相談に応じます。	定住推進課空家・市営住宅係 (市役所東館1階 青の4番窓口) T E L 0952-37-6150
(12) 上下水道料金の納付相談	上下水道料金の納付が困難となった場合などに、分割納付などの相談に応じます。	【 上水道料金の納付相談 】 ○ <u>小城町・三日月町久米の一部(甘木、本告、久米)</u> …水道課業務係 (ゆめぷらっと小城1階) T E L 0952-73-8804 ○ <u>三日月町(甘木、本告、久米以外)、牛津町、芦刈町</u> …佐賀西部広域水道企業団料金課

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
		T E L 0952-68-2225 【下水道料金の納付相談】 下水道課業務係 (市役所東館2階 青の7 窓口) T E L 0952-37-6122
(13) 母子生活支援施設への入所	18歳未満の子どもを養育している母子家庭や、何らかの事情で離婚の届出ができないなど母子家庭に準じる家庭を入所させて自立に向けた生活を支援します。	子ども家庭課子ども家庭相談係 (市役所西館1階 オレンジの6番窓口) T E L 0952-37-6107
(14) 就業の支援	母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の方を対象に、自立のための就業支援を総合的に実施します。	子ども家庭課子ども家庭相談係 (市役所西館1階 オレンジの6番窓口) T E L 0952-37-6107
(15) 商品・サービスに関する苦情や業者とのトラブル	契約トラブルや悪質商法による被害などについて、消費生活相談員が相談に応じます。	小城市消費生活センター (市役所西館1階) T E L 0952-72-5667
(16) 多重債務に関する相談	多重債務やヤミ金融などについて、消費生活相談員が相談に応じます。	小城市消費生活センター (市役所西館1階) T E L 0952-72-5667

3 精神的・身体的被害の回復・防止等

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) 精神保健福祉	精神保健及び精神障害者福祉に関する本人や家族、関係者等の相談に応じ、助言、指導、関係機関の紹介などを行います。	高齢障がい支援課障がい者支援係 (市役所西館1階 オレンジの4番窓口) T E L 0952-37-6108

相 談 内 容	制 度 ・ サ ー ビ ス の 内 容	窓 口
(2) 子育ての悩み	子育てに関する相談に応じます。児童虐待に関する相談にも応じます。	こども家庭課こども家庭相談係 (市役所西館1階 オレンジの6番窓口) TEL 0952-37-6107
(3) DV相談	配偶者やパートナーからの暴力等に関する相談に応じます。	こども家庭課こども家庭相談係 (市役所西館1階 オレンジの6番窓口) TEL 0952-37-6107
(4) 障害者虐待	障害者に対する虐待の早期発見・早期対応に努めるとともに、障害者虐待の防止の啓発を行います。	高齢障がい支援課障がい者支援係 (市役所西館1階 オレンジの4番窓口) TEL 0952-37-6108
(5) 高齢者虐待	高齢者虐待防止に関する周知・啓発を図るとともに、虐待の早期発見・早期対応に努め、関係機関と連携して高齢者を守ります。	高齢障がい支援課高齢者支援係 (市役所西館1階 オレンジの4番窓口) TEL 0952-37-6108
(6) 身体の障害	身体に障害がある場合、相談に応じ必要な支援を行います。	高齢障がい支援課障がい者支援係 (市役所西館1階 オレンジの4番窓口) TEL 0952-37-6108
(7) 住所情報の保護	DVやストーカー行為等の被害を申し出た方のうち、支援の必要性が確認された方(以下「支援措置対象者」)について、申出の相手となる方が住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付の制度を不当に利用して支援措置対象者の住所を探索することを防止(住民基本台帳事務におけるDV等支援措置)し、支援措置対象者の保護を図ります。	市民課市民係 (市役所西館1階 緑の1窓口) TEL 0952-37-6100

相 談 内 容	制 度 ・ サ ー ビ ス の 内 容	窓 口
(8) 医療に関する苦情や相談	市内の医療機関で受けた治療に関し、苦情や相談に応じます。	医療安全支援センター (医療安全相談窓口) T E L 000-000-0000